

9 食 品 衛 生 課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認等

① 概要

「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受ければ、必ずしも食品衛生法に基づく製造基準によることなく、独自の方法による食品の製造または加工が可能です。

近畿厚生局においては、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新（3年）、変更）内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進の向上に努めています。

総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

- (a) 乳 (牛乳、脱脂乳、加工乳など)
- (b) 乳製品 (アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など)
- (c) 清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など)
- (d) 食肉製品 (ハム、ソーセージなど)
- (e) 魚肉練り製品 (魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など)
- (f) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 (缶詰・瓶詰、レトルト食品など)

② 近畿厚生局が所管する施設数[対象延品目数] (H26. 3. 31 現在)	56 施設[78 品目]
(内訳)	
「乳」	15 施設[21 品目]
「乳製品」	20 施設[26 品目]
「清涼飲料水」	14 施設[19 品目]
「食肉製品」	5 施設[10 品目]
「魚肉練り製品」	2 施設[2 品目]
「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」	0 施設[0 品目]

③ 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
総合衛生管理製造過程承認 施設への立入調査	58 件	55 件	50 件

(平成 25 年度 新規総合衛生管理製造過程承認施設)

施 設 名	所 在 地	対 象 食 品
(株) ヤクルト本社兵庫三木工場	兵庫県三木市	乳製品 (発酵乳、乳酸菌飲料)

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第25条の規定による製品検査や同法第26条の規定により国又は都道府県等が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

近畿厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当し、登録を受けた検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するための立入検査などを行っています。

- ② 近畿厚生局が所管する施設数 (H26. 3. 31 現在) 管内に本部がある検査機関 13 機関
検査施設 24 施設

③ 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	26 件	25 件	26 件

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定等

① 概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）に基づく「指定検査機関」とは、食鳥検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、厚生労働大臣が指定した検査機関です。

食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の検査は都道府県知事等が行うものですが、食鳥検査法第21条第1項の規定により、都道府県知事等が指定検査機関に検査業務を委任することができることになっています。

近畿厚生局では、管内の指定検査機関の指定及び監督を行っています。

- ② 近畿厚生局が所管する施設数 (H26. 3. 31 現在) 4施設

③ 実績

	23 年度	24 年度	25 年度
立入検査	1 件	1 件	2 件
業務規程の変更認可	0 件	3 件	3 件
役員の選任・解任の認可	1 件	3 件	3 件
事業計画及び収支予算の認可 (変更を含む)	4 件	4 件	5 件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の認定等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、申請者が都道府県知事等に申請を行うことになっており、都道府県知事等は認定要件を満たしていると認めた場合に、地方厚生局との協議のうえ、認定施設として認定することとなります。

近畿厚生局では、この認定の可否の協議に基づく書類審査及び現地調査を行い、その結果を都道府県知事等に通知するほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H26.3.31現在） 4施設
- ・実績

	23年度	24年度	25年度
認定施設への査察	8件	8件	8件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H26.3.31現在） 2施設
- ・実績

	23年度	24年度	25年度
認定施設への査察	2件	2件	2件

(5) 対韓国輸出水産食品取扱施設の登録及び衛生証明書の交付等

① 概要

韓国に冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出するには、処理施設等の事前登録及び衛生証明書の添付が求められています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に登録される必要があります。また、衛生証明書の交付を受けるには、冷凍食用鮮魚類頭部等の輸出者は、地方厚生局に対し輸出日から起算して7開庁日までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、処理施設等の登録申請書の事務手続き、輸出要件を満たしていると認めた衛生証明書の交付及び登録施設の監視を、平成25年2月より実施しています。

② 対韓国輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H26.3.31現在） 2施設

・実績

	23年度	24年度	25年度
取扱施設登録確認申請書の受理	-	0件	1件
取扱施設登録事項の変更確認申請書の受理	-	0件	4件
衛生証明書の交付	-	0件	2件
登録施設の監視	-	0件	0件

(6) 对中国輸出水産食品衛生証明書の交付

① 概要

我が国から中国に輸出される水産食品に対して、中国政府は最終加工施設等の事前登録及び衛生証明書の添付を求めていることから、証明書発行機関において施設登録申請の審査及び衛生証明書の交付を行っていましたが、平成26年1月1日より最終加工施設等の登録手続きについては厚生労働省が行い、衛生証明書の交付については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して申請し、厚生労働省から中国政府に登録される必要があります。また、衛生証明書の交付を受けるためには、水産食品の輸出者は、輸出日から起算して5開庁日前（生鮮品にあつては3開庁日前）までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されていない地域に限り、当該証明書の交付を実施しています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
衛生証明書の交付	-	-	23件

(7) 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

① 概要

国産牛肉のシンガポールへの輸出は、同国政府が定める施設の構造・設備、衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が同国政府の査察により確認され、認定施設として認定を受けることが要件となっています。

近畿厚生局では、同国輸出食肉取扱い施設として認定されている施設に対して査察を行っています。

② 実績

- ・近畿厚生局が所管する施設数 (H26.3.31現在) 1施設

・実績

	23年度	24年度	25年度
認定施設への査察	12件	12件	12件

(8) 自由販売証明書の交付

① 概要

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する際、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出される食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書(Certificate of free sale)」の提出を求められる場合が出てきたため、食品の輸出が円滑に行われるように、近畿厚生局では、平成25年6月20日より当該証明書の交付を行っています。

当該証明書の交付を受けるためには、食品の輸出者は、輸出日から起算して10開庁日前までに申請する必要があります。

なお、当該証明書は、個々の輸出食品の安全性を証明するものではなく、また、当該証明書の交付は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の交付を妨げるものではありません。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
自由販売証明書の発行	—	—	52件

(9) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の勧告等

① 概要

いわゆる健康食品の広告や表示等における健康保持増進効果の記載について、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示が行われ、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、表示を行った者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告を行うなどの措置を講じるものです。

近畿厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら営業者へ指導等を行っています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
都道府県等及び事業者からの相談	3件	7件	6件

(10) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模

食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県等と共同で立ち入り調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

② 実績

	23年度	24年度	25年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	68件	30件	63件